

平成30年第12回玉名市農業委員会総会議事録

平成30年11月5日（金）午後2時 玉名市民会館 第二会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	赤松 繁之	4番	竹下 宏介
5番	浦谷 幸司	6番	縄田伊知郎	7番	下川 安	8番	船津 和利
9番	澤村 哲志	10番	田上 一	11番	福田 友明	12番	中島 浩輔
13番	小川 信孝	14番	高田 優子	15番	吉田 孝壽	16番	島村 秀敏
17番	永田 眞一	18番	堀田 昌子	19番	村端 一弘		

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

0名

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	植野 司	推3	松本 恒幸	推4	土田 健一
推6	森川 正志	推7	増本 龍雄	推8	岡村 栄一	推9	橘 一輝
推10	粟田 稔	推11	小山久仁江	推12	西分 幸夫	推13	徳井 勝美□
推14	永田 光秀	推15	楯岡 秀昭	推16	井上 道明	推17	中山 一久
推18	坂本 修	推19	平野 秀正				

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推5 小山 勝男

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	二階堂正一郎	次長	小山 博	係長	竹森 明德	参事	松倉 司
主査	渡邊布由紀	主任	大原 三和				

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第53号 農地法第3条の規定による許可申請について
第54号 農地法第4条の規定による許可申請について
第55号 農地法第5条の規定による許可申請について
第56号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第25号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第26号 農地の形状変更届について

1. 開 会

○事務局長（二階堂正一郎君） 皆さんこんにちは。定刻になりましたので始めたいと思います。

まずですね、ちょっと議案のほうの訂正がございますので、訂正のほうをよろしくをお願いします。

13ページですね、お手元に差し替えて13ページと18ページの分をお配りしていると思います。差し替えでお願いしたいんですけども、訂正箇所はですね、13ページのほうの訂正がですね、1番の備考の欄に、報告第27号10番と関連というのがちょっと抜けておりましたので、ここを入れております。

それと18ページです。9番までの掲載でしたが、10番を入れておりますので、件数が10件の合計が19,918㎡となっております。よろしいでしょうか。

それでは、改めまして始めたいと思います。

本日は、農業委員総数19名のうち、6番、縄田委員からの欠席届があっております。ですので、18名の御出席でございます。また、最適化推進委員の総数19名のうちに、推進委員番号17番、中山委員から欠席の届けがあっており、18名の御出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第6条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから平成30年第12回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（二階堂正一郎君） まず、永田会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第4条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 改めまして、皆さんこんにちは。

晴天が続いております。稲刈りも大体ちゃんと終わったように思われます。今年の場合は、台風そして大雨とか、いろいろ災害もありましたけれども、害虫による情報もあんまり耳にすることなく、やや豊作傾向というような状況でございます。皆さんのお宅のほうはいかがでございましたでしょうか。

うるち米につきましては、大体まあまあという米価の発表がされておりますけれども、どうもモチにつきましては、なんかえらい安いような情報も聞いております。なるべくお互いに高いほうがいいのはいいんですけども、後々答えがでると思いますので、今後も頑張って取り組んでいきたいと思っております。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） それでは、早速でございますけれども、今日も議第57号から

議第60号までの44件と、報告第27号より29号までの14件が提案されております。慎重なる御審議よろしくお願いいたします。

それから、本日の議事録の署名委員は、10番、田上委員と11番、福田委員にお願いいたします。

なお、発言の際には、委員番号と氏名、推進委員からの発言の場合は、推進委員番号と氏名を述べたうえで発言をお願いいたします。また、採決の際の挙手につきましては、農業委員のみの挙手をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、議事に入ります。

議第57号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 議案の1ページをお願いいたします。

議第57号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成30年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、天水町と伊倉の申請人で、南坂門田の畑5,095㎡を労力不足と経営拡張により売買するものです。

2番、石貫と宮原の申請人で、石貫の田533㎡外15筆、計9,900㎡を農業者年金受給のため使用貸借権の再設定をするものです。

2ページです。

3番、青野と荒尾市の申請人で、伊倉南方の田1,858㎡外18筆、計11,519㎡を農業者年金受給のため使用貸借権の再設定をするものです。

3ページをお願いします。

4番、南坂門田の申請人で、南坂門田の畑266㎡外24筆、計13,129㎡を農業者年金受給のため使用貸借権の再設定をするものです。

5番、上小田と岱明町の申請人で、上小田の田861㎡外4筆、計5,208㎡を生活資金の充当と経営拡張のために売買するものです。

4ページをお願いします。

6番、荒尾市外2名と岱明町の申請人で、岱明町中土の畑672㎡を相手方の要望と経営拡張のため貸借権の設定をするものです。

7番、中と岱明町の申請人で、岱明町高道の田952㎡外2筆、計3,357㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

8番、岱明町の申請人で、岱明町扇崎の田1,002㎡を労力不足と経営拡張の

ため売買するものです。報告第27号の8番、9番と関連がございます。

以上8件、合計49,882㎡につきまして、農地法第3条第2項の各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを充たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局より説明がございました。受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番からお願いします。どうぞ。

○5番（浦谷幸司君） 5番の浦谷です。1番について説明いたします。

譲渡人と譲受人は、譲受人がそばで経営しておりますので、譲渡人のほうが労力不足、譲受人は下限面積は足しまして下限面積をクリアしているということになりますので、何ら問題ないということで、皆さん方の御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番、お願いします。

○推6番（森川正志君） 推進委員6番、森川です。

この案件はですね、再設定ということで、別に何ら問題なく許可相当と思っております、よろしく審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、それでは、3番、お願いします。

○推6番（森川正志君） この3番も一緒なんですけど、農業者年金受給のためということですね、これも再設定です。何ら問題なく許可相当と思っております。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます

○推6番（森川正志君） 4番の案件もですね、これも農業者年金受給のためでありまして、これも再設定です。何ら問題ないと思っております。

よろしくお願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

2番、3番、4番と説明をいただきました。

それでは、5番、お願いします。

○11番（福田友明君） 11番、福田です。5番の件について説明いたします。

譲渡人は、先ほど説明がありましたとおり生活資金に充当すると。それから経営面積は下限面積を充たしておりまして、何ら問題ないと思っております。

よろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、6番、お願いします。

○推 1 1 番（小山久仁江君） はい、推進委員 1 1 番、小山です。6番の案件について説明します。

貸人3人は御兄弟です。貸人は相手方の要望、借人は経営拡張ということで、下限面積も問題なく、許可相当と思います。

よろしくをお願いします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

次、7番、お願いします。

○ 1 2 番（中島浩輔君） 1 2 番、中島です。7番の件について説明いたします。

譲受人と譲渡人は、譲受人は労働力不足で譲受人は経営拡張で、下限面積も充たしており、何ら問題ないと思っております。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、8番、お願いします。

○ 1 3 番（小川信孝君） 1 3 番の小川です。8番の案件について御説明いたします。

譲渡人の労力不足により、譲受人、経営拡張ということで売買によるものです。下限面積も充たしており、何ら問題ないものと判断します。

審議よろしくをお願いします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

1番から8番まで、担当委員の説明が終わりました。委員より何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第57号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第57号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第58号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 5ページをお願いいたします。

議第58号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による

下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成30年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が六田の田352㎡で、転用目的が共同住宅1棟での申請です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が北坂門田の田893㎡外1筆、計1,395㎡で、転用目的が太陽光発電施設での申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上2件、合計1,747㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る11月1日に地元委員同道の上、現地調査を行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いいたします。

まず、1番、どうぞ。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本信之です。

転用目的は、共同住宅建設のため。本件申請地は、市内中心部からも近く、ライフラインも整備され、利便性、環境もよく住宅に適した場所である。事業面積は352㎡、建築物は、共同住宅1棟、木造2階建てで4世帯、建築面積は118.79㎡、南側道路側に駐車場を設け、東側は田んぼがありますので、L型擁壁の上にコンクリートブロック2段で土砂の流出を防ぐ、北側は同じ高さなので、コンクリートブロック2段で境界とする。給排水計画は、取水は公営水道、雨水は南側の水路の側溝へ排出、生活排水・汚水は、下水道に排出するということです。

現地調査の結果、何ら問題なく、本件については許可相当と判断します。

よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番、お願いします。

○推6番（森川正志君） 推進委員6番、森川です。2番の案件について説明いたします。

太陽光発電施設でありまして、ここが296枚のパネルで84.36kwですかね。ここはバラスを敷いて雨水、汚水とか排水は全て自然浸透だそうです。

この案件についてもですね、委員同道、現地調査をいたしました結果、何ら問題なく許可相当と思われました。お願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま担当委員の説明が終わりました。皆さん、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第58号、農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第58号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第59号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。議第59号は、受付番号13番に始末書が添付されております。担当委員説明の前に事務局より始末書を読み上げますので、委員の説明の前に事務局に始末書を読み上げていただきます。

事務局より説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 6ページをお願いいたします。

議第59号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1号の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成30年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が立願寺の田709㎡のうち569㎡外3筆の2,390㎡で、選挙事務所及び駐車場への一時転用です。一時転用の期間は、平成30年11月30日から平成31年5月31日までとなっております。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が六田の田342㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が築地の田315㎡外1筆、計316.02㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

7ページをお願いします。

4番、申請物件が山田の畑1,150㎡外1筆、計1,295㎡で、転用目的は建売住宅4区画です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い

農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

5番、申請物件が小浜の田570㎡で、転用目的は個人住宅に行く進入路です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可可能とするものです。

6番、申請物件が小浜の田420㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7番、申請物件が伊倉北方の田387㎡外2筆、計870㎡で、転用目的は住宅型有料老人ホームです。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

8ページです。

8番、申請物件が伊倉北方の畑198㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

9番、申請物件が玉名の畑806㎡で、転用目的はスクールバスの駐車場です。農地区分は、上下水管等が埋設された道路に面し、教育・医療機関がおおむね500m以内に2つ以上ある農地で、第3種農地と判断しております。報告第27号7番と関連しております。

10番、申請物件が三ツ川の畑866㎡で、転用目的は植林です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

11番、申請物件が石貫の畑521㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

9ページをお願いします。

12番、申請物件が岱明町野口の田613㎡で、転用目的は選挙事務所及び駐車場への一時転用です。一時転用の期間は、平成30年12月1日から平成31年4月30日までとなっております。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

13番、申請物件が横島町横島の田170㎡で、転用目的は住宅への進入路です。農地区分は、玉名市役所横島支所よりおおむね300m以内の農地で、第3種農地

と判断しております。

以上13件、合計9,377.02㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る11月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から、順次担当委員の説明をお願いいたします。

まず、1番、どうぞ。

○3番（赤松繁之君） 3番、赤松です。1番の案件について説明いたします。

ここはですね、選挙事務所及び駐車場に利用するための一時転用でございまして、場所は疋野神社北側200mぐらいで、八芳園の西北西100mぐらいのところですよ。建物はプレハブ式の簡易構造の2階建てを1棟と駐車場40台分で、給水は公共の上水道を利用し、し尿はくみ取り式の仮設トイレを2基設置するそうです。そのほかに排水は湯飲みを洗う程度なので、給水桝を設置して地下浸透を図るということです。雨水もそういう感じで地下浸透を図るそうで、転用期間もですね、先ほど言われたように11月30日から半年間ということで、周りに農地もなく、現地調査の結果、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番、お願いします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。2番について説明します。

転用目的は個人住宅の建築のため。現在アパートに居住しているが、子どもの成長により、現在の居住地近くで住宅建築を検討したと。転用面積は342㎡、建築面積は130.86㎡、南側は田で、ブロックで土砂の流出を防ぐ。北側は農業用水路があるので、コンクリートブロックで囲む。給排水計画は、取水は公営水道、雨水は東側水路の側溝に排出、生活雑排水、汚水は下水道に排出する。

現地調査の結果、何ら問題なく、許可相当と判断いたします。審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番、お願いします。

○3番（赤松繁之君） 3番、赤松です。3番の案件について説明します。

申請人は現在アパート住まいで、生活設計充実のために個人住宅を建設するための申請だそうです。場所はダイレックス玉名店北側100mぐらいのところ、南

側は市道と接した土地で、それを二分割し、その北側の場所です。造成済みで、建物は木造2階建て、給排水は南側市道の上下水道を利用、雨水は四隅に雨水枡を設置し、自然浸透を図るそうです。北側は休耕地で東と西側は宅地で、現地調査の結果、許可相当と思います。

それから4番も。

○議長（永田知博君） はい、お願いします。

○3番（赤松繁之君） 続きまして4番、申請人は不動産業で、建売4戸分の申請です。場所は、蛇ヶ谷公園の西南西200mぐらいのところで、造成は周りをL型擁壁で囲み、盛土で行うそうです。土砂の流出を防ぐそうで、事業地の西側に幅5mの道路を設け、その東側に側溝を付設し、南側の道路寄りに5㎡ぐらいの浸透枡を設置して雨水を浸透させるそうです。建物は木造2階建て117.58㎡を3棟と木造2階建て68.40㎡を1棟、給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は先ほどの浸透枡を利用するというので、周囲に農地もなく、現地調査の結果、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、5番をお願いします。

○推2番（植野 司君） 推進委員2番、植野です。

案件5番、転用目的は個人住宅です。住宅の用地のほか75㎡の進入路も含まれます。造成は道路と同じ高さにして、山砂で盛土してブロックで囲むそうです。給水は上水道が通っています。生活雑排水、汚水は合併浄化槽を設置して、浄化水は水路に流すそうです。雨水は雨水枡を設置して、浄水は水路に流すそうです。何も問題はないと思いますので、許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、6番、お願いします。

○推2番（植野 司君） 推進委員2番、植野です。

案件6番、転用目的は個人住宅です。造成は周囲をブロックで囲み、山砂で盛土し、土砂の流出を防ぐそうです。給水は上水道が通っています。生活雑排水、汚水は合併浄化槽を設置して、道路西側の水路に流すそうです。雨水は敷地内に雨水用枡を設置し、浄水を道路側溝に流すそうです。

何も問題はないと思いますので、許可相当と判断しました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、7番、お願いします。

○5番（浦谷幸司君） 農業委員5番、浦谷です。7番の案件について説明いたします。場所は、城ヶ崎病院から南に300m行ったところの西田端バス停のすぐ左脇で

ございます。事業目的といたしまして、今はやりの老人ホームでございますが、ここは住宅型有料老人ホームということでございます。場所の選定につきましては、主要地方道路熊本玉名線のすぐ横でありまして、緊急時に交通アクセスが良いところということで選定されました。それから、事業目的については、昨今の高齢社会において、利用者が安心して日常生活を行っていく場を設けるということで計画されております。計画概要といたしましては、事業面積870㎡で、有料老人ホーム1棟、33名の入居ということで、2階建て鉄骨造だそうでございます。

給水についてでございますが、主要地方道熊本玉名線にある玉名市上水道がすぐ通っておりますので、それより敷地内に引き込むということでございます。雨水と生活雑排水については、雨水につきましては、側溝及び集積枳により集水をし、申請地南側に水路がありまして、その水路へ合流するというところでございます。また生活雑排また汚水についても、場内に合併浄化槽を設け、処理後、排水路、雨水と同様に申請地の南側の水路に放流するというところでございます。

現地は、道路よりもちょっと下がっておりますので、土砂の流出はないということでございますが、周りにフェンス等を設けるそうでございますので、何ら被害はないと思います。また周辺に農地が接しておらず、北側に住宅、公共施設があつて囲まれておりまして、近傍の農地の日照、通風、耕作地への影響はないということで、許可相当と思われます。

8番について説明いたします。

8番は、場所は老人介護施設のさくら苑のすぐそばでありまして、市道より大体1m50ぐらい高台になっている農地であります。この農地は、使用貸人の土地でありまして、そこに使用借人の方、娘さんになりますが、この方が個人住宅を建てるということでございます。

この土地の選定した理由につきましては、現在、亀甲のほうにお住まいでございますが、そこが進入路が狭くて車の進入ができないということでございまして、また、ほかの所有地を見ますと、山林で居住に適さないということでございまして、申請地を選んだということでございます。

現在のお住まいは築60年で、災害を受け、住居の安全性に不安であるということで、建て替えをするということでございます。また、耕作地が亀甲から伊倉のほうに来ておられますので、予定地に住むということになると、作業が簡単にできるということでございますので決定したそうでございます。

事業概要は198㎡でございまして、木造平屋建ての54㎡の1棟を建築するそうでございます。公共上水道はすぐ近隣に市の上水道がきておりますので、それより給水するというところでございます。雨水につきましては、住宅集積枳を経て市道

側の側溝に合流するというごさいます。生活雑排水及び汚水については、合併浄化槽を設置して、市道の側溝へ放流するというごさいます。北側市道への土砂の流出がないように土留めをするというごさいます。また、南側の隣接地については、相当距離を保ってありますので、障害はないというごさいますので、許可相当と思ひます。

皆さんの御審議、よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、9番、お願ひします。

○推8番（岡村栄一君） 9番の件について説明します。推進委員の8番の岡村と申します。よろしくお願ひします。

申請地は、玉陵中学校及び玉陵小学校の敷地の北側です。申請の内容は、玉陵小学校送迎バスの駐車用地です。ここに中型バス2台と大型バス4台、それとバス乗務員の駐車場として整備することです。現在は学校の東隣に駐車場を整備してありますが、車両を増やす計画があるということで、申請地が玉陵小学校正門前に位置して運用しやすいため、ここを玉陵小学校用送迎バス駐車場として利用したいということさいます。用地は806㎡で、造成工事等を行われる敷地内には、採石を敷き、雨水は市道のほうに流されるということさいます、道路等に迷惑をかけないように配慮することさいます。

現地調査の結果、本件については許可相当と判断いたします。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、10番、お願ひします。

○推9番（橘一輝君） 推進委員番号9番の橘です。9番の案件について説明させていただきます。

申請地はですね、三ツ川の市営団地の南東側、約3、400m玉名寄りのところさいます。ここの譲受人は、前回認可のところの15,090㎡にですね、隣接する当該地です。ここにシイタケの原木となるクヌギを前回どおり植林し、規模を拡大したい計画であるさいます。ちなみに、93本を予定して、菊池方面へ販売と、4、5年おきに伐採するさいますというふうにお聞ひさいます。

また、譲渡人はですね、長年耕作しておらずですね、今後とも耕作する意思は全くないため、当地をですね、買ってほしいさいますという要望もあり、双方の思ひがですね、合致したものださいますというごさいます。

先日、1日に現地を調査いたしました。北側はですね、山林でした。東側は前回耕作された土地で、南と西側についてもですね、荒廢地さいます。したがいま

して、周囲に対して、日照権をはじめとして、雨水を含め何ら問題はないと、なる様相というのは現在見当たりませんでした。

したがって、許可相当と判断いたしました。

以上で、10番の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、11番、お願いします。

○9番（澤村哲志君） 9番、澤村です。11番の案件について説明します。

申請地は、石貫地区の公民館の北側の集落内の農地です。申請人は、現在、石貫の貸住宅に住んでいますが、将来の親の介護などを考え、実家の近くの市の所有地に住宅を建設する計画です。転用面積は521㎡で、木造平屋建ての住宅を1棟建築する計画です。

給水については、玉名市の公共上水道、生活雑排水については、合併浄化槽を設置し、浄化後、東側道路側溝へ放流する。雨水についても雨水枿を設け、東側の側溝へ放流するとのことです。申請地は、東側は道路、西側と南側は住宅地、北側が田と水路がありますが、今回の計画では、造成はせず、整地のみのため、土砂の流出等はないと思いますが、万一周辺に迷惑をかけることがあれば、責任を持って対応するということでした。

以上、現地調査の結果、本件について許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、12番、お願いします。

○10番（田上 一君） 10番、田上です。12番の案件を説明します。

借人は、来年の県議会議員の選挙に出馬されますので、選挙事務所のプレハブを設置して、また駐車場として使用されるわけです。場所は、専大玉名高校の南東で、南は県道、東も道路です。北は鉄工所の解体工事が終わって空き地になっております。西は住宅です。本年12月1日より来年の4月30日まで一時転用とのことです。もちろん上下水道も設置された土地なので、それを利用し、雨水は側溝に放流するそうです。また、被害防除は何ごとが発生しても借人が責任を持って処理し解決するとのことですし、5カ月間で現地が復旧するそうですから、何も問題はなく許可相当と思いました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、1番から12番まで説明をしていただきました。

それでは、受付番号13番につきまして、事務局より始末書を読み上げます。

○参事（松倉 司君） — 13番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、13番について担当委員の説明をお願いいたします。

○14番（高田優子君） はい、14番、高田です。

今、事務局より始末書の朗読がありました。13番の案件について御説明いたします。

転用の目的は、進入路でございます。この土地は前の田んぼへの通路として使われておりましたが、そのあとも隣接地への進入路として使われております。11月1日に現地調査をいたしました。周りには農地もなく、何ら問題ないと思います。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

委員の説明が終わりました。1番から13番まで、皆さんより何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第59号、農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第59号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第60号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 10ページをお願いいたします。

議第60号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。平成30年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

次の11ページから12ページまでが総括表です。13ページから15ページまでの集計表ですが、このとおりで玉名市長より意見を求められております。今回は所有権移転が6件の33,364㎡です。利用権設定が15件、40,539㎡、合計21件、73,903㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。皆さんより何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようですので、採決に移ります。
議第60号、農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。
異議がないものと認め、議第60号については、原案どおり決定しました。

-----○-----

4. 報告

○議長（永田知博君） 次に、報告第27号、28号、29号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 16ページをお願いいたします。

報告第27号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成30年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回、16ページから18ページまでの10件、合計の19,918㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、19ページをお願いします。

報告第28号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成30年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回3件、合計4,084㎡の届出を受理しております。いずれも野菜畑としての利用ということです。

次に、20ページをお願いいたします。

報告第29号、許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。平成30年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回1件、駐在所用地として736㎡の届けを受理しております。

以上で報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の報告が終わりましたところで、皆さんより何か御意見はございませんでしょうか。はい、森川委員、どうぞ。

○推6番（森川正志君） はい、ちょっと勉強不足でちょっとわからんけん、お聞きします。

この20ページの許可不要届についてとしてあるけれども、この警察の派出所なんかは、これは転用届は出さんでよかったですか。

○事務局長（二階堂正一郎君） これだけで結構です。この第5条第1項第2号というところの規定で、警察用地の、玉名警察署等であれば転用の許可が必要ですが、駐在諸等については、届けとなっております。

○推6番（森川正志君） わかりました。

○議長（永田知博君） ほかにはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） それでは、ほかに質問もないようでございますので、本日予定しておりました議案審議と報告を、以上をもって終わりにいたします。

-----○-----

5. その他

○議長（永田知博君） これからその他に移ります。

まず、事務局から皆さんにおつなぎする事項がございますので、よろしく願いいたします。

まず、皆さんにおつなぎしておきますけれども、例年ですね、12月の総会後に恒例の忘年会を開催をしております。しかし、今年はいよいよ新しい体制に入りまして、農業委員会発足の顔合わせの懇親会をいたしましたので、今年は忘年会を一応取りやめるというように考えております。また、12月は皆さんもそれぞれ忘年会重なって大変忙しいと思いますので、1つぐらい減らしてもかえって喜んでいただけるかなあと思うわけでございます。

さらに、年が明けまして来年の2月に開催予定でございます1泊2日の視察研修旅行が計画しております。その際にも懇親会の機会がございますので、今年の忘年会を取りやめるということを考えておりますけれども、それでよろしゅうございませうでしょうか。

（異議なしの声）

○議長（永田知博君） はい、どうも御賛同ありがとうございます。

それからもう一つ、皆さんのお手元にお配りしておりますけれども、農業委員によるちょっと不祥事がありまして、これはこの玉名じゃございませんけれども、ここに出ておりますのは、徳島の新聞に出ておりまして、メガソーラーをめぐるまして、農業委員の口利きで賄賂を受け取ったというような問題が出ております。このようなことの起きないように、どうぞ皆さん、よろしく願いしたいと思います。

それでは、次長より、あと事務連絡をお願いします。

○事務局次長（小山 博君） おつかれさまです。事務局次長の小山です。

前回10月5日に総会のときに、年に1回の農地利用状況調査のお願いをしておりました。それで、そのとき配付しました紫のファイルと、きょう航空写真と字図

を返却してもよろしいという、お持ちの方は、後ろにそれぞれに用意しておりますので、箱と袋とありますので、私がちょっとまた後ろにありますので、返却される方はこちらで回収いたしますのでよろしくお願いいたします。

それと記事欄といいますか、農地利用状況調査の書いてあるのは、忘れないように名前だけ書いていただければ、どなたの委員の土地かわかるので、最後の提出前に名前を紙自体に書いていただければそれでよございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

農地利用状況調査については以上です。

○主任（大原三和君） おつかれさまです。農業委員会事務局の大原です。

すみません、お配りしている中で、平成30年度熊本県農地利用最適化ブロック別研修会についての通知を机の上に置いていると思うんですけども、こちらが12月12日水曜日、午後から菊池市の文化会館のほうで行われます。こちらのほうは貸切バスもしくは公用車のほうで行くんですけども、もし欠席がわかってる方は、車の都合上ですね、早めにお知らせをいただければと思います。欠席の連絡はですね、11月9日金曜日までに事務局のほうへ御連絡をお願いします。

このあいだ10月に研修会があった際に当日の欠席がちょっと多く見受けられたので、今回はすみませんけども当日の欠席はなるべく控えられようお願いします。よろしくお願いいたします。

○議長（永田知博君） 今、説明が終わりましたのでね、この研修会はなるべく全員参加ということが一番最高にいいことですので、よろしくお願いいたします。どうしてもいろんな諸事情でできない場合はやむを得ませんけれども、なるべく全員参加ということをお願いしておきます。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（永田知博君） それでは、第12回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもおつかれさまでした。

-----○-----

閉 会 午後3時03分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成30年11月5日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 田上 一

農 業 委 員 福田 友明